

日本知的財産仲裁センター第16回シンポジウム

主催 日本知的財産仲裁センター(JIPAC) 後援 日本貿易振興機構(JETRO)

アジアで活動する日本企業の抱える問題点と解決 ～アジア知財紛争におけるADRの有効活用～



参加無料

平成26年2月14日(金)

午後1時00分～

午後4時45分

(12時30分受付開始)

【会場】弁護士会館

2階講堂 クレオ

成長著しいアジア諸国においては、知的財産紛争も増加し、知財紛争に関わる問題点も多様化している。しかし、アジア諸国では、裁判制度に対する信頼性、知財紛争解決に対する経験の乏しさから紛争解決手段として裁判所を利用する難しさがある。

このため、知財紛争解決手段としてADR(裁判外紛争解決手続)を利用するメリットがある。本シンポジウムでは、アジア諸国においてどのような知財紛争があるのか、これらの紛争解決手段としてADRをどのように有効活用できるのか、当センターの関わりを含めて意見交換をいただきたい。

I部 挨拶及び日本知的財産仲裁センターの紹介 13時00分～13時15分

松本 好史(弁護士・日本知的財産仲裁センター センター長)

II部 基調講演1 13時15分～14時15分

新興国・途上国における知財リスク ～東南アジアを題材に～

大熊 靖夫氏(日本貿易振興機構 バンコク事務所 知的財産部長/東南アジア担当)

基調講演2 14時15分～15時15分

知財紛争の解決過程で直面した問題 ～日本企業の知財管理者視点より～

小藺江 健一氏(株式会社バンダイ 法務・知的財産部 ゼネラルマネージャー)

III部 パネルディスカッション 15時25分～16時45分

「アジアにおける知的財産紛争とアジアでのADRの活用と実態」

パネリスト 関 章氏(弁理士・パナソニック株式会社R&D本部R&D戦略室知的財産グループ)

日野 修男(弁護士・日本知的財産仲裁センター 運営委員)

田中 米藏(弁理士・日本知的財産仲裁センター 運営委員)

モデレーター 藤谷 史朗(弁理士・日本知的財産仲裁センター 運営委員長)



会場地図

東京都千代田区霞が関1-1-3

霞ヶ関駅(B1b出口)から徒歩1分
弁護士会館地下1階に直結

- 地下鉄丸ノ内線
- 地下鉄日比谷線
- 地下鉄千代田線

お申し込み方法



締切 平成26年2月10日(月)

ただし、定員(200名)になり次第、締め切らせていただきます。

お申し込み受付後、申し込まれた方法に応じて、受付完了の返信をさせていただきますので、その返信文を当日印刷してご持参ください。

※この参加申込書に御記入いただいた個人情報は、参加人数の把握、受付業務、受講管理のみに使用いたします。



インターネットによるお申し込み

<http://www.benrishi-navi.com/f/?id=775&type=1>上記URLへアクセスし、申し込みフォームに必要事項を入力の上、送信ボタンを押してください。当センターのホームページ(<http://www.ip-adr.gr.jp>)からもお申し込みできます。

FAXによるお申し込み FAX:03-3500-3839

以下にご記入の上、上記の番号にFAXにてお申し込みください。

| | | | |
|------|---------------------------|-------|-------------------------------|
| ふりがな | ※該当する方は、ご記入ください。 | | |
| 氏名 | 弁理士登録番号第 号 | | |
| 職業 | 差し支えなければ、貴社名、役職名もご記入ください。 | FAX番号 | ※受付完了の返信をさせていただきますので、ご記入ください。 |



日本弁理士会会員の方へ

本セミナーは、日本弁理士会継続研修(義務研修)の選択科目の単位認定申請中です。選択科目として単位が認定された場合、遅刻、早退、中座をされると単位は認定されません。また、この単位取得は、弁理士以外の方の申し込みはできず、代理受講も認められません。取得単位は、3.5単位を予定しております。

◆ お問い合わせ先 ◆

日本知的財産仲裁センター 事務局

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-4-2弁理士会館1階

TEL:03-3500-3793 FAX:03-3500-3839